

# 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 令和4年度事業報告

(実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

## 目 次

もくじ	P1
概要	P2
地域づくり、包括的相談支援（地域福祉推進課）	P3
介護・看護・在宅福祉（在宅福祉推進課）	P12
地域包括支援センター、通所介護（介護サービス担当課）	P15
組織体制（総務係）	P18

## 総 括

令和4年度は新型コロナウイルス第6波が終息した時に始まったことから、withコロナの意識が高まり、感染リスクを考慮しながらも、日常やコロナ禍以前の取組を取り戻す試みが動きだしました。ところが7月からは第7波、10月からは第8波と感染が拡大し、職員やその家族にも感染が広がり、様々な事業に影響が生じましたが感染に注意しながら事業継続に工夫をしました。

相談支援部門では、コロナ禍による資材等輸入制限による物価高騰に加え、ウクライナ情勢によるさらなる物価高騰の影響等により、コロナ禍とは関係ないであろう潜在的な困窮世帯からの相談が増加しました。

今年度から新たに受託している「重層的支援体制整備事業」については、地域福祉推進課を中心として、芦屋市地域福祉課及び日本福祉大学平野隆之教授による研究会と協働で協議・検討しており、実施計画の策定・評価方法や評価基準の策定に取り組みました。

複合的な問題を抱える家庭や支援窓口が定まらないような事例において、どのように多機関が連携協働し、支援していくことができるのか、今ある既存の仕組みを見直し、リノベーションすることで、制度と制度の狭間を埋めるような取り組みが必要であることが分かりました。

介護保険サービスを提供する介護支援係、訪問看護係、訪問介護係、通所介護係においては、第7波・第8波の影響により、職員が感染又はその家族が感染したために休まざるを得ない状況下で、人員不足に陥り、事業継続が非常に困難な時期もありました。利用者とその家族の意向に沿うサービス提供を目標に、他部署との連携や残された職員の努力により、乗り越えることができました。

昨年3月に策定した第8次地域福祉推進計画の初年度であり、重層的支援体制整備事業を含む社協内の事業・活動を一体的に取り組みながら、各推進目標の達成に向けて各係が協働で事業展開でき、進捗管理も行えるよう事業計画・事業報告の様式を改めました。

組織全体の取組として令和4年度から課長職を設置し、「地域福祉推進課」、「在宅福祉推進課」、「介護サービス担当課」の3課体制としました。組織が大きくなったことから、8係を事務局長が取りまとめることの弊害も出てきており、情報共有や意思決定の迅速化、役割分担、事業推進のため、大きな組織改編を行いました。

職員の募集と採用については、組織全体として昨年度から課題となっていました。ホームページへの採用情報掲載の工夫を検討するとともに、転職サイトなどの活用も検討しました。

## 1 地域づくり、包括的相談支援（地域福祉推進課）

令和4年12月、福祉推進委員の一斉改選が行われました。長引くコロナ禍の影響で、高齢者のつどいや生きがいデイサービスなどの事業実施に制限がかかる中、積極的に高齢者への訪問活動をするなどつながり作りや、日常の声かけなどの「気にかけあう」活動を続けてきました。

プラスワン福祉基金を活用した、多世代交流拠点の第2号、第3号をそれぞれ、地域住民との協働のもと開設いたしました。開所時間中は「いつでも、だれでも行ける居場所」として地域の運営委員が常駐しています。

また、令和4年度からは重層的支援体制整備事業が本格的に稼働することとなり、芦屋市地域福祉課とともに実施計画の作成に取り組みました。また、地域づくりを進めるため生活支援体制整備事業の地域支え合い推進員による見守りネットワーク登録事業所への訪問による聞き取りを行い、フィールドワーク報告会を開催しました。

総合相談窓口での相談は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった令和2年度から徐々に減少しましたが、引き続き高止まり傾向でした。コロナに関する支援策が終了していく中で、生活再建ができない世帯や、経済的問題だけではなく複数の問題を抱える世帯からの相談が増え、支援に関連する関係機関との連携の重要性や、支援に要する時間も長時間になるなど相談員の負担が大きい状況が続いている。

重層的支援体制整備事業「多機関協働支援事業」の中核を担う生活困窮者自立相談支援では、総合相談連絡会のリノベーション案などを検討しました。また個別相談においては社会的孤立・ひきこもり相談が増えました。地域づくり部門をはじめ、多機関とのさらなる協働・連携が必要であり、孤立化している人への支援策として、様々な居場所や相談員との面談による社会性を取り戻す支援が必要となります。

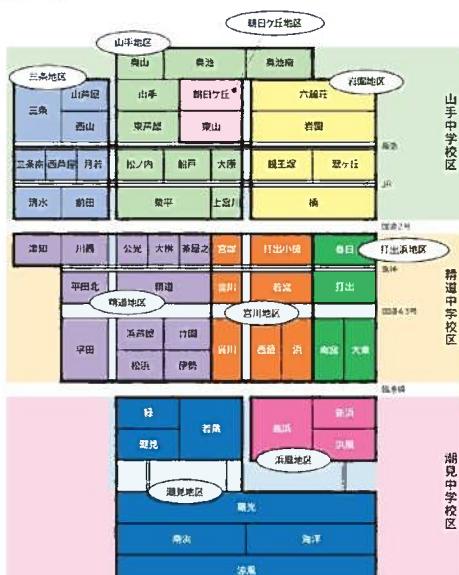
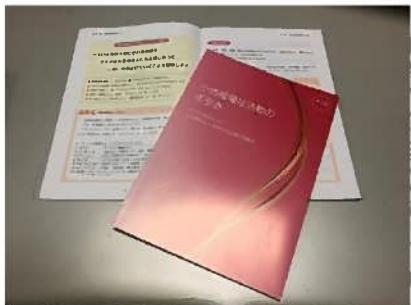
権利擁護支援業務として、中核機関としての権利擁護支援センターの更なる機能強化が急務となりました。親族後見人への支援や身寄りのない方への支援を検討する必要があり各関係機関と協議を重ね、協働のしくみづくりが必要となります。

障がい者支援部門においては、基幹相談支援センターが中心となり、「学生との協働」に取り組みました。令和3年度、障がい理解の啓発をSNSを通して発信することを目的に市内高校に協力依頼をしたことがきっかけとなり、芦屋市内の事業所で実行委員会を組織し、基幹相談支援センターが事務局をしているとまるっと説明会2022において、各高校に発表していただきました。その結果、「農福連携」「阪神大震災時の障がい者の体験」「福祉マーク」などの研究発表や書道部は、「まるっと説明会2022」の題字作成協力、当日のイベントボランティア協力などにつながり、その活動はテレビや新聞社による取材・掲載等となりました。今後も続けていきたいと考えています。

一方で、計画相談においては、前年度とほぼ同数の新規相談件数がありましたが、相談員の異動や退職も重なり、相談後すぐに対応することが出来ず、最大数ヶ月待っていただく事態に陥りました。そのため、他市計画相談事業所への依頼や、新規プラン作成を優先させるための協議などにより、出来るだけ待ち期間を減らす取り組みを行いました。次年度は新規相談支援事業所が出来る予定ですので、相談支援事業所のフォローを行い、早く・長く相談業務を担っていただけるようにしていきたいと考えています。



やる人が楽しい活動がしたい！



任期のスタートにあたり、12月5日に委嘱式を行いました。まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大が心配されるため、午前と午後の2回に分けて開催しました。

委嘱状の交付のあと、ミニ講座とペアワーク、グループワークを組み合わせての研修です。

ミニ講義の内容は、「社協とは？」、「地域福祉とは？」、「福祉推進委員とは？」を「小地域福祉活動の手引書」をもとに、地区担当から簡潔に説明しました。

ペアワークは、福祉推進委員になった経緯と動機。

「そうそう」と共感することもあるれば「そうだったんだ」と驚く場面も。

グループワークは、地域福祉が充実したら、どんな街になる？とこれからやってみたい地域活動。

コロナ禍で、なかなか集まる活動が出来なかつたのですが、やりたい活動となつたら「映画会したい」「子ども食堂で宿題教える活動とかできないだろうか」「食べる活動もそろそろ再開したい」など、アイディアが出るわ出るわ。

よく出てきたキーワードは「やる人が楽しい活動がしたい」と「楽しいことには人が集まる」

そう、「誰もが楽しい地域」こそ、我々が目指す地域ではないでしょうか。

福祉推進委員は、民生児童委員と同じく、3年任期です。令和4年度はその改選年でした。

3年前の改選時に、定年を3年延ばし78歳までとしましたが、定年を迎てもまだ地域で活躍できる方が多いため、定年を超えて1年ごとに更新して福祉推進委員を続けていただけるように要綱を改正しました。そのおかげで定年を迎えた方のうち6人が引き続き委嘱を受けています。

福祉推進委員164人に継続依頼をし、124の方が継続、新規に推薦された30人を加えて154人で12月から新しい任期がスタートしました。(R5.3月末で157人)

また、今回の改選に合わせて「小地域福祉活動の手引書」を大幅リニューアルしました。委嘱式での説明のほか、それ以降の地区福祉委員会で研修に使用しています。コンパクトになったので、委員の皆さんにも好評です。

## 多世代交流拠点 プラスワン

地域の中に「いつでも、だれでも、つどえる居場所」を作ることを目的に、匿名法人からの寄付を基に設立した「プラスワン福祉基金」を活用し、多世代交流拠点が開設されています。

物件探しから、日々の運営の担い手まで、地域の有志の人を中心に、地元の自治会や老人会の協力によって行われています。

令和4年度には新たに2カ所の拠点がオープンし、多様な方々の新たな交流が生まれています。



ブーケ(令和3年7月開所)

大東町10-14 サニーマート 105号  
開所：火～金・午前11時～午後3時



ひまわり(令和4年10月開所)

翠ヶ丘町20-6  
開所：毎週水、金・午前11時～午後3時



えがお(令和5年1月開所)

三条町2-2  
開所：毎週水、金・午前11時～午後3時





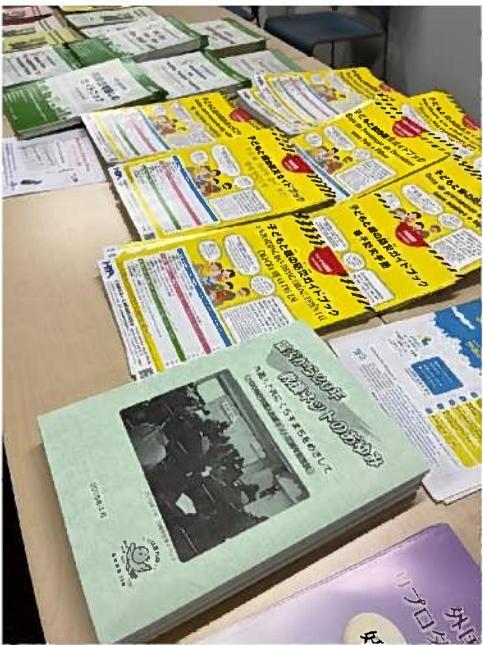
## 外国人のための生活相談会

多文化共生センター、NGO神戸  
外国人救援ネットとの協働で開催

令和5年1月22日、初めて「外国人のための生活相談会」を開催しました。

コロナ禍の中では、たくさんの外国人や外国籍の方が生活に困って、相談窓口へ相談にきました。

英語よりも、スペイン語やポルトガル語、中国語などを母国語とする方たちの相談内容を聞き取ることはとても難しく、適切な支援に結び付く手助けをできたとは言い難いものでした。



たくさん並べられた、食料と生活物資、多言語の情報紙

**がいこくじん せいかつそうだんかい  
外国人のための生活相談会**

**FREE CONSULTATION ON LEGAL & DAILY LIFE MATTERS**  
**LIBRENG KONSULTASYON PARA SA MGA DAYUHAN NA**  
**MAY KINALAMAN SA BATAS**  
**外国人のための法的・生活相談会**  
**Buýt tú ván miễn phí cho người nước ngoài**

**日時**：2023年1月22日(日) 11:00～15:30 (最終受付)  
**場所**：芦屋市総合相談センター（芦屋市鶴川町14-9）  
 ●在留登録、住居、就労登録、DV、離婚、貧困、外縁、その他の問題についてお問い合わせください。  
 ●NUHは外国人専門相談窓口にて対応できます。  
 ●芦屋市内専門窓口に相談できます。  
 ●芦屋市内専門窓口、芦屋市役所、タカラヅカ・タニ島・三田・フジグラン・芦屋、その他の相談窓口にてお問い合わせください。  
 ●専門窓口に相談する際は専門的知識など)が必ず持ってきてください。  
 ●専門的知識です。専門家がいます。  
 ●ごマスクをつけてください。  
 誰かおひさばは、やめてください。

**Date:** January 22, 2023 (Sun) 11:00-15:30  
**Place:** Atsugi City General Consultation Center (Atsugi City Tsurukawa 14-9)  
 • Registration, residence, employment registration, DV, divorce, poverty, marginalization, other issues.  
 • NUH handles foreigner-specific issues.  
 • You can consult with specialized windows in Atsugi City.  
 • You can consult with the city hall, Takarazuka, Tanabe, Misaki, Fuji Guran, Atsugi, etc.  
 • Please bring your specialized knowledge when consulting with a specialist window.  
 • It is a specialized knowledge. A specialist is available.  
 • Please wear a mask.  
 • Whoever you are, please don't smoke.

**Thời gian:** 22/1/2023 (Nhật) 11:00-15:30  
**Địa chỉ:** Trung tâm tư vấn đa ngành của thành phố Atsugi (14-9, Tsurukawa, Atsugi City)  
 • Xin vui lòng mang theo các giấy tờ liên quan đến vấn đề bạn cần tư vấn.  
 • Tư vấn miễn phí, chuyên trách, tận tình.  
 • Xin vui lòng đeo khẩu trang - tránh hợp với các ca bệnh chung phát sốt và ho khan chờ - tránh gió và nắng.

**問い合わせ:** 2023年1月22日 (曜日) 11:00-15:30  
 • 芦屋市総合相談センター  
 • 電話 (英語・中国語・韓国語・越南語) 前頭  
 • 就労登録窓口 (英語・中国語・韓国語)  
 • 在留登録窓口 (英語・中国語・韓国語)  
 • 貧困窓口 (英語・中国語・韓国語)  
 • 外縁窓口 (英語・中国語・韓国語)

**食 料 配 布 も あ り ま す!**  
 どなたでもご用意ください  
 一緒にお食 し しま しょう!

**多文化共生センター  
 ホームページ  
 https://www.mcs-atsugi.jp**

コロナ禍が広がる中で、新型コロナウイルス特例貸付や住居確保給付金というコロナ関連施策の相談窓口として、社会福祉協議会総合相談窓口は相談を受け止めてきました。

芦屋市内においては、3千件、12億円を超える貸し付け実績となりました。

そのような状況の中、外国人や外国からの留学生など多くの外国籍の方々も相談に訪れました。

特例貸付などの制度は内容も難しく、説明するほうも、聞くほうも非常に苦労が大きかったものでした。

そのような時に、多文化共生センタースタッフからお声をかけていただき、「外国人のための生活相談会」を開催することになりました。

相談件数:15件 (来所12件、電話3件)

相談者数:18人 (男性8名、女性10名)

国籍別件数:フィリピン5件、ペルー3件、イラン、ネパール、ウガンダ、ミャンマー、ベトナム、中国、日本

相談内容は在留資格のことやお金のこと、家族関係のことなど様々でした。また食料や物資も配布しました。

## 国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金

一学用品だけではない、  
心に残る想い出プロジェクト



国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金は、一人の女子児童を支援する支援者からの相談をきっかけに2020年から始まりました。

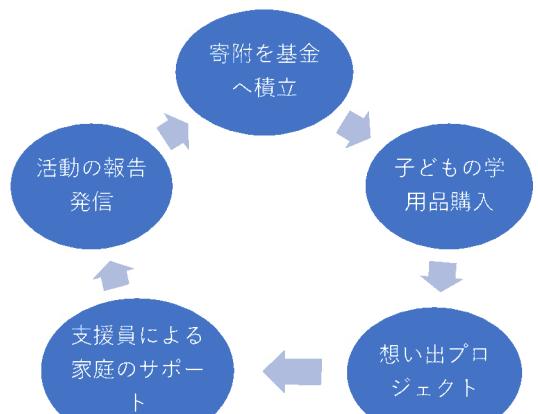
経済的に困っている子育て世帯等のために市民の方や支援団体、企業から

さまざまな支援をいただきて必要なものを備える手助けをする活動です。



「いつもは少しでも安いものでがまんさせている」と親が言うように「自分で選ぶ」経験が少ない子どももたくさんいます。この取組みはお金を渡すのではなく、一緒に買い物に行くことで「子どもに選んでもらう」ことを大切にしています。

国際ソロプチミスト芦屋から、毎年芦屋市社会福祉協議会へ寄附をいただき、基金を作り、その基金を財源に取り組んでいる活動です。



2020年から始まったこの活動も、3年目となりました。令和4年度もたくさんの子どもたちと、学校で必要な学用品や物品の購入に行かせていただきました。こどもたちは日々、我慢していることも多く、お店に行く約束をした後、「下見に行ってきた」などと、とても楽しみにして喜んでいただいている様子でした。最近の物価高騰や光熱水費の値上がりで、もともと苦しい家庭にあっては食費や衣類などを節約する家庭も増えております。

またコロナ禍にあっては、外国籍の親からの生活相談も増え、法律や制度だけでは対応できない困りごとを抱える人が増えたと感じます。

そのような中、必要最低限度の学用品の購入だけではなく、将来大人になったときに心に残るような取組みがしたいと、国際ソロプチミスト芦屋のみなさまからアイデアをいただき、七五三お祝いの取組みをしました。3組の親子が晴れ着を着て、写真館での撮影をすることができました。写真スタジオや撮影、着付けもボランティアでご協力いただきました。

## ひとり一役活動推進事業

### —コロナ禍の中での支え合い活動—

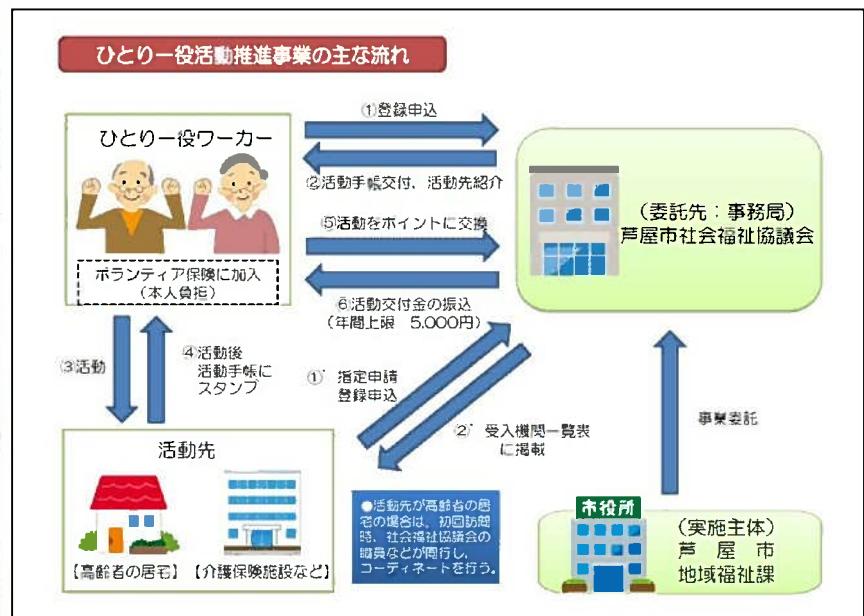


ひとり一役活動推進事業は、2017(平成29年)年度に始まった“だれでも参加できるちょっととした支え合い”的事業です。

18歳以上の人人が、ひとり一役ワーカーに登録し、受入れ先として登録している市内の高齢者施設や、高齢者の居宅等で活動を行うと、活動手帳にスタンプが押印されます。

活動で貯めたスタンプは、年度末に申請することで、年間5,000円を上限に換金できる仕組みになっているため、ひとり一役ワーカーのモチベーションの一つになっていきます。

コロナ禍では、高齢者施設等への出入りが制限され活動が停滞しましたが、施設屋外での活動や、高齢者の居宅等でのゴミ出し支援活動などで活動を継続してきました。令和4年度は、居宅活動を中心に、少しづつ活動先も広がってきました。



令和4年度は、ポストコロナの世相の中で、ひとり一役ワーカーの登録者数も、コロナ前とは違ったもので、前年度に比べて増加しましたが、主な活動先となる高齢者施設等では、まだ受け入れを見合わせているところが多く、そのため、活動先として、高齢者居宅等で活動するひとり一役ワーカーが増えています。

高齢者居宅等では、なかなか外出の機会がなくなった方の、お話し相手や、囲碁等の趣味の相手などのほか、月1回の資源ごみや、週1回の燃やすごみを、集積所まで出しに行く活動などを行っており、活動先の皆さんにも、とても喜んでいただいている。やることがなく、家にひきこもり気味の高齢者の方も、自分ができることをとおして、無理なく活動いただける取り組みです。

また、長く開催を延期していた、「ひとり一役ワーカー・受入機関交流会」も復活し、ひとり一役ワーカーと活動先の施設担当者が、久しぶりに顔を合わせて、活動についての意見交換をすることができました。ひとり一役ワーカーの登録は年度更新制で、随時受け付けています。



## フードドライブ

一家庭の余剰食品を地域で活用—



フードドライブとは、家庭で食べ切れない未使用食品を持ち寄り、それらを地域食堂や地域活動団体、支援を必要としている方などへ寄贈する取り組みです。

芦屋市では社会福祉協議会と市とコープこうべが協力し、市内のコープ店舗において、家庭で余っている「まだ食べられるもの」を集めて、フードロスの削減と地域活動の推進を目指しています。

支援を必要としている方へは相談窓口を通して、地域食堂や地域活動団体へは地域支え合い推進員を通して、食品が提供されています。



フードドライブは、手軽に参加できる寄付活動の一つです。

そもそもはフードロスの削減を目的にした取り組みですが、コロナ禍で食糧支援の関心が高まる中で、広く認知されるようになってきました。これまでも、フードバンク関西と協定を結び、関係機関とのパイプ役となって、支援が必要な世帯への食糧提供をつないできましたが、令和3年1月に、市とコープこうべと社協の3者でフードドライブについての協定を結んだことから、地域食堂やつどい場などへも食糧提供が可能になりました。

令和4年度は、9月と2月の2回、提供先として登録のある地域活動団体を対象に無償提供会を開き、交流会では意見交換の中で、日頃からの活動の悩みを打ち明けたり、アドバイスをしあったりしました。

フードドライブへの寄付は、常設されている市内コープ3店舗のほか、福祉センターの総合相談窓口横で、第3週の月～金に、フードドライブコーナーを設置しています。

## 令和4年度芦屋市権利擁護 フォーラム

Life 私を生きる  
～よりそい歩む後見人～

令和5年3月11日(土)午後1時30分～午後4時30分、木口記念会館の大会議室A・Bにて2019年ぶりの対面とオンライン配信のハイブリッドで開催されました。



東日本大震災の被災者への默とうから始まり、山中会長の開会挨拶で幕を開けました。

芦屋市権利擁護支援センター運営委員長である鵜浦直子氏を講師に、基調講演で「判断能力が十分でない方々の思いや希望をどう支えるか」を成年後見利用促進法と意思決定支援の尊重を交えてお話をいただきました。

その後、パワーポイントを用いて、後見制度をわかりやすく解説した「マンガで成年後見」を上映しました。セリフは人材バンクにご登録いただいている登録者の方々にお願いし、また、2人の市民後見人のインタビュー動画も上映し、市民後見人としての活動や思いを語っていただきました。

パネルディスカッションでは、実際に後見人として活動している森川弁護士と親族後見人の田中氏をパネリストに、鵜浦氏がコーディネーターとして、実際のケースをもとに、わかりやすく説明していただきました。

森川弁護士は専門職として、田中氏は親として、ご本人たちに寄り添った後見人としての支援を行っておられ、難しい制度でも、出来ることはたくさんあることに気付かされたフォーラムでした。

### <プログラム>

#### ◆開会挨拶 山中 健

(芦屋市社会福祉協議会 会長)

#### ◆基調講演「成年後見制度と意思決定支援」

【講師】鵜浦 直子 氏

(大阪公立大学大学院 生活科学研究科)

#### ◆マンガで成年後見

【声の出演】

芦屋市権利擁護支援センター  
人材バンク登録者

#### ◆パネルディスカッション

【登壇者】

パネリスト 森川 太一郎 氏

(くるみ法律事務所 弁護士)

田中 ふみゑ 氏

(親族後見人)

コーディネーター 鵜浦 直子 氏

#### ◆閉会挨拶 福島 健太

(特定非営利法人 PASネット 理事長)

## まるっと説明会2022

—「市内事業所×団体×高校生」協働イベント—



甲南高校の学生による福祉研究発表の様子



障害者福祉 学習の成果  
芦屋 甲南高生3人発表

読売新聞(R5.3.28朝刊)に掲載されました。

前年度は、実施予定日が緊急事態宣言期間と重なり、オンライン開催となつたため、2年ぶりに参集型でのイベント開催となりました。

毎年実施している講演では、外部講師や市内相談員、事業所職員で、①「育てにくさのある子 親子で楽になる接し方育ち方」、②「性に関するもやもや心配あれこれ」、③「私たちの体験談 個性を活かして自分らしく働くためのヒント」、④「障がいのある人の暮らし ひとりで暮らすとは」の4つを企画し、どれも多くの方々に来場をいただきました。

また、子どもブースや高校生との協働以外にも新たな取り組みとして、1階の会場において、市内事業所による授産品の販売(5事業所)や事業所・団体紹介動画の上映、そしてその事業所・団体紹介コーナー付近に障がい当事者のご家族が、「先輩パパ・ママ相談員」としてビブスを着て立たれ、来場者の相談に乗られました。

このイベントは、市内の事業所・団体職員等の有志で運営を行っていますが、障がい分野だけでなく、より多くの分野の方と一緒に活動していくべきと考えています。

## 2 介護・看護・在宅福祉（在宅福祉推進課）

介護支援係では、令和4年度も昨年に引き続きコロナ禍の影響を大きく受けました。入院すると利用者が家族との面会ができないことから、病状が重い利用者が短い準備期間で自宅に退院するというケースが多くみられました。医療機関等との連携を密に取ることで迅速に対応を行っていることが評価され、さらなる依頼に繋がっています。また高齢の利用者がコロナ陽性となつても自宅での療養を余儀なくされるケースも多く発生し、自宅で療養するためのサービス調整を行いました。第7波、第8波では複数の職員や家族の感染から出勤が困難となる事態が発生しましたが、ICT化による効率的な在宅勤務体制等を構築してきたことにより厳しいなかでも事業を継続することができました。

今後も感染症のみならず災害発生時などの状況においても利用者、家族の多様な希望に寄り添えるケアプラン作成が可能なシステムを整えていくことが課題です。

地域においては芦屋市介護サービス事業者連絡会や芦屋市ケアマネジャー友の会の役員・委員を務めることで、事業所内外の人材育成に継続的に貢献しています。

訪問介護係においては、今年度は長期にわたりサービスをご利用された方の終了が相次ぎ、大幅な減収が見込まれましたが、積極的に新規ケース受け入れることによって、昨年度に近い実績を維持できるよう努めました。

今年度も各ヘルパー稼働時間1日4.5を目標に業務配分を行いました。また、サービス提供責任者業務の効率化を図り、サービス提供責任者会議を今後も適宜行うこととし、情報共有や問題解決を図りたいと考えています。

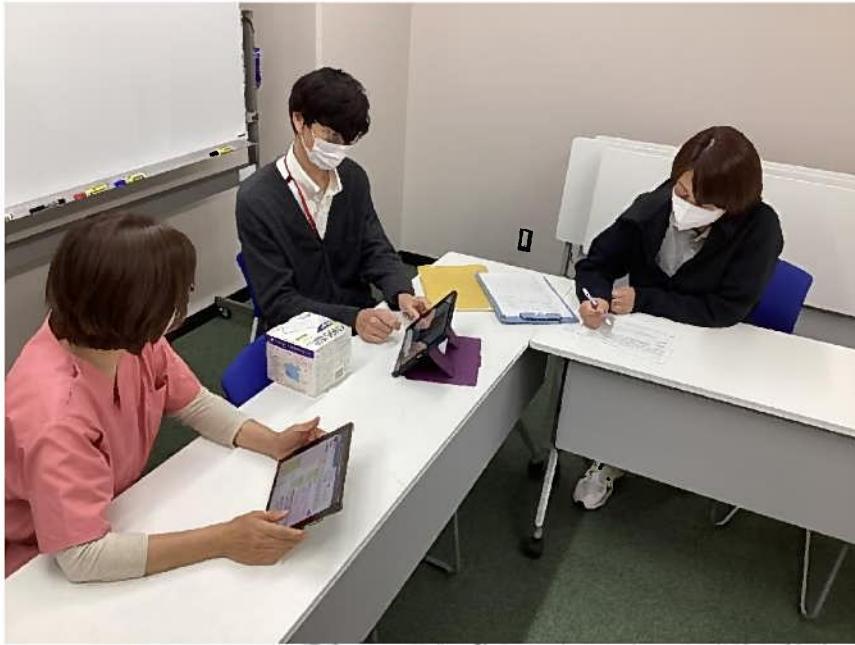
訪問看護係においては、利用者の「訪問控え」もなく年間通じて、看護チーム・リハビリチーム共に、安定した収支を得ることができました。新規利用者数も、前年度の92名から111名に増加し、年々医療依存度の高い利用者が増え、医療保険対応の利用者が増えています。今年度は、末期がん・心不全・腎不全の利用者を中心とした在宅看取りを23名おこないました。来年度も強化型ステーションⅡとして活動予定です。また、年度途中から訪問看護で乳幼児医療が使えるようになったことから、昨年度3名から9名まで増え、自宅だけでなくこども園や学校への訪問もおこなっています。

リハビリチームでは、地域に向けた取り組みとして、独自事業で介護予防講座と市から受託しているフレイル予防講座を実施しました。今年度は、地域包括の保健師部会との協力や地域福祉係との協力により、昨年度よりも広範囲の市民を対象とすことができ、地域福祉推進委員会への啓蒙活動も行いました。フレイル予防講座では、自主グループを対象に講座を開催し、介護予防講座とあわせて11ヶ所135名が参加しました。また、リハビリチームのメンバーは、芦屋PTOTST連絡会の主軸として、芦屋市のリハビリ専門職のネットワークの基盤として活動しており、市内リハビリ職の連携の強化と地域リハビリテーションの推進を担っています。

今年度は、年度途中で看護チームの正規職員が2名退職となったこともあり、オンコール業務を3名で行うこととなり（年間緊急訪問件数昨年度75件から97件に増加）、身体的・精神的ストレスが増えたため、人員補充を早期に行い職員のストレス軽減にも努めて行きます。

課内3係とも安定的な事業継続のために人材確保と育成が急務となっています。

## 新型コロナ感染対策に取り組んだ令和4年度



感染を疑われる利用者宅への訪問についてカンファレンスを実施

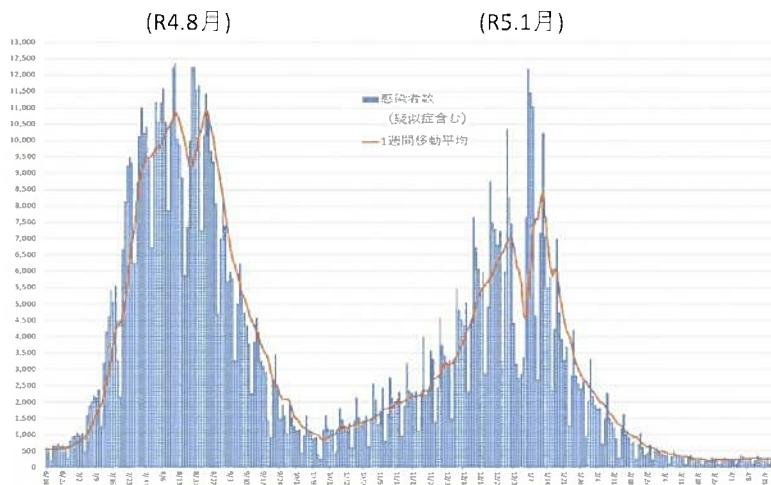


訪問前に装備をチェック

令和4年度は介護保険事業部門にとって最も厳しく新型コロナ感染対策を求められた一年でした。

感染拡大から3年目となりこれまでに基本的な感染対策の考え方と方法は職員、関係機関、利用者等に行き渡っていると感じましたが、7月～9月の第7波、続いて11月～1月の第8波ではそれまで経験したことがない数の感染者が全国的に発生しました。

感染リスクが高い利用者宅への訪問については、専門職間でカンファレンスを重ね、できるだけ利用者とそのご家族の意向に沿うサービスが提供できるように、努めました。



### 【対応が追いつかない状況】

芦屋市においても利用者、利用者家族、病院、施設等に多くの感染者が発生し、対応が追いつかない状況となりました。以前はリスクの高い高齢者等は遠方の病院でも数日待てば入院が可能でしたが、感染しても自宅療養を余儀なくされるケースが多くみられました。

### 【事業継続が危ぶまれるほどの事態】

当事業所でも感染対策をしながら訪問等の業務を行うこととなりより多くのマンパワーが必要とされる状況でしたが、複数の職員が自らや家族の感染のために出勤が困難となり事業継続が危ぶまれました。そのような中でも看護師、ヘルパー、ケアマネジャー等がより密により迅速に情報共有や人員の調整等を行いました。その結果、自宅で療養されている利用者の生活を支えることができたと感じています。

この経験は、感染症対策のみでなく災害発生時の対応などにも活かしていかねばならない貴重なものであったと感じています。

## 令和4年度 地域住民における介護予防 の取り組み



### 【介護予防講座】

地域包括との協働により、4つの包括エリアの住民を対象に実施しました。講座は1講座3日間のコースで、体力測定、運動指導、栄養指導、認知症予防についての講義を行いました。講義の中で、4人程度のグループに分かれて、お互いの運動習慣や栄養に関する知識や認識を共有し、行動変容を促すよう働きかけました。また、地域福祉係と協働して、地域福祉推進委員に向けて「地域住民に向けて介護予防の普及啓発を行える人材を増やすこと」を目的に実施しました。地域福祉推進委員に講座を開催することで、地域住民への介護予防の普及啓発につながることを期待しています。

### 【フレイル・転倒予防講座】

市内の自主グループを対象に講座依頼を受け、フレイル予防と転倒予防における講義を各グループ2回にわたって実施しました。1回あたりの参加者が多く、座学を中心として実施しました。アンケート調査により介護予防の関心の高まった人が多くみられました。

### 【結果と課題】

全講座を合わせて11カ所 132名の参加となりました。どの講座も主催者やアンケートによる評価も高く、昨年度からのリピーターもいらっしゃいました。

全講座を通して、介護予防やフレイル予防に关心が高い参加者が多く、今後は無関心層への普及啓発が課題となっています。

高齢化が深刻化する中、介護予防に取り組むことがますます重要になっています。その中でも芦屋市では特に骨折による医療給付が他市に比べて非常に多く、フレイル予防と併せて転倒予防に対する取り組みを行うことが、重要視されています。

そこで、地域に向けた取り組みとして、訪問看護師ではリハビリチームを中心に、「介護予防講座」と「フレイル・転倒予防講座」を実施しました。今年度は、介護予防講座は地域包括や地域福祉係との協力により講座を開催し、昨年度よりも広範囲の市民を対象にすることと、地域福祉推進委員会への啓発活動を行うことを目的としました。

またフレイル・転倒予防講座では、「保険事業と介護予防の一体的実施」の事業を市から受託し、自主グループを対象に出張講座を開催し、市民や自治会などから参加者を募ることとしました。

### 3 地域包括支援センター、通所介護（介護サービス担当課）

地域包括支援センターの総合相談支援業務の相談延人数は令和3年度比86%の5,332件であり、令和2年度の相談件数相当になっています。令和4年度はコロナフレイルの影響から圧迫骨折になる方が多く、介護認定結果が出るまでの暫定対応を余儀なくすることが増えています。また、身寄りのない方や親族がいても支援が望めない「お一人様」を始めとする、キーパーソン不在の方で生活課題を抱えるケースの直接支援に時間を要しています。その他、多問題で複雑・複合化したケースや触法ケースの対応も行っており、相談支援の負担は大きくなっています。

一般介護予防事業として、さわやか教室をより住民に身近な場所で開催してきました。また、「出張介護予防講座」も地域のマンションに呼びかけ自主グループ化・居場所づくりにつなげていく活動をしています。集会所など地域に気軽に集まる場所がない地域や高齢化率の高い地域等、地域に出向くことで今まで気づくことができなかつた地域課題を発見することができました。

認知症地域支援推進員等配置事業では、認知症カフェ連絡会の開催や認知症カフェでイベントを行うなど市内にある認知症カフェの開催支援もおこないました。関係機関との連携においては阪神南圏域の認知症疾患医療センターの相談員とも顔の見える関係を構築したり、若年性に認知症ネットワーク会議も継続開催するなど年々連携も強化していっています。

基幹的業務担当では、配置人数が2人から1人に変更になり、主に3つの活動を行いました。1つ目は、基幹型相談窓口として、市内地域包括支援センターの機能強化、意見集約、調整。2つ目は介護支援専門員に対する研修。3つ目は各圏域の地域課題の抽出・整理解決策の検討です。4センター協働による取り組みは、介護予防ケアマネジメント研修や、自立支援型地域ケア会議の一部をWeb上で公開し、その後に助言者と傍聴者による座談会を実施、社協の訪問看護の独自事業の介護予防教室とコラボしてフレイル啓発ツールを検討、また包括支援センターを幅広い市民の方に啓発するツールを作成しました。

通所介護においては、コロナ禍での基本的な感染対策を継続しました。プログラムにおいては引き続きボランティアの受け入れを中止、外出プログラムの中止、地域との交流行事の中止（夏祭りの縮小・コミスクリ運動会参加中止）など運営においてコロナ禍の影響を大きく受けました。12月末に利用者からコロナ陽性者が発生した際には、利用者間の感染も疑われる状況となつたため年の最終営業日の2日間、休業を余儀なくされました。職員やその家族がコロナ陽性者となることもありましたが、陽性者が拡大しなかつたことは幸いでした。

送迎車の運転業務について、シルバーリソースセンターに委託を行っていましたが10月からネオススタイルロジという民間会社に委託して運営しています。

利用者の対応としては1日のプログラムの中に体操を組み込むことを実施し定着しています。法人内訪問看護ステーションの職員の協力を得ることで月・水・金曜と週に3回は加算が算定できる機能訓練を実施することができており、運動の機会を求める利用者に好評を得ています。

浴室の配水管の水漏れがあり、芦屋市の費用負担による大規模な改修工事を行いました。工事期間（10月16日～21日）も営業を継続しましたが通常の入浴サービスは提供できませんでしたので、必要な利用者には清拭など代替的な方法で対応しました。

昨年度と比較して要介護の利用者数が1割減、要支援の利用者数は約2.5倍になり利用者全体としての要介護度は軽度化しています。1日平均の利用者数は、昨年度の17.7人から19.1人に増加していますが収入額はほぼ同等でした。



## 精道高齢者生活支援センターのイチオシ活動

### —地域の小集団への 介護予防啓発と自主グループ創設へ—

精道高齢者生活支援センターのさわやか教室(介護予防教室)は、今までセンターの所在地である呉川町の福祉センターで開催していました。しかし、精道の圏域の参加者が少なく、自主グループの創設に繋がりにくいのが課題でした。

そのためR4年度には「できることから地域へ発信しよう」と考え、精道圏域にお住いの小さな集まり(小集団)に地道に働きかけていくことに着手しました。

自主グループの創設と同時にマンションにお住いの方などのグループを対象に出張講座を開催し、出張講座は前年度に比べ倍の開催となりました。



自主グループ創設のきっかけは、福祉センターで開催されたさわやか教室に参加された方の「フレイル予防の輪を地域に広げたい」との声からでした。

何度も話し合いを重ね、マンション内の集会室を利用して、月に2回、自主グループが令和4年4月からスタートしました。同じマンションでもすれ違って会釈する程度の関係性から声を掛け、お互い気にかけあえる関係へと人との「つながりづくり」にも貢献しています。

自主グループを定期開催していく中、また他の地域で同じような自主グループ創設に向けての活動を展開していく中で、グループ運営に関する課題や、集える場の問題などが見えてきました。グループ運営については、活動主体の住民が主体的にグループ運営できるように、包括の関りの在り方がどのようにあるべきかということです。また、集える場の問題については、地域によっては集会所などの拠点が存在していない地域がありました。

次年度も地域の方と一緒に生き生きとした地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。



# 地域とつながる三条デイサービスセンターの取り組み

## ～① 地域福祉講座の開催～

三条デイサービスセンターは、自主事業の一環として令和5年3月5日(日)に「三条デイ地域福祉講座　ちょっと福祉の話とミモザのリースづくり」を開催しました。

今まで三条デイに来たことがなかった方や以前三条デイにボランティアで歌を歌いに来てくださった方、三条町の方の家にホームステイしているドイツの留学生など総勢9人の方が三条デイサービスに集いました。

まず最初に『社会的処方』西 智弘編著(学芸出版社)の本の内容をもとに、地域のつながりの大切さの話をしました。三条デイもコロナ前はデイの夏祭りに三条地域の「夏祭り応援隊」の方に来ていたいで盆踊りをしたり、コミスク運動会にデイの利用者も参加させてもらっていました。

今後も三条デイは地域の一員として、地域とつながりを持ちながら地域貢献していくけるデイサービスでありたいと考えています。



## ～② 「誰かの役に立ちたい」を地域とつなげる～



### ～チラシや新聞で作るゴミ箱～

三条デイに通うおばあちゃんたちがつくってくれました！

ありがとうのメッセージを書いてポストに入れてください！！



芦屋市社会福祉協議会 2Fカウンターの様子

三条デイサービスセンターを利用されている方は何らかの支援を必要とされている方々です。「人のお世話になっているけど、私たちも何か役に立ちたいのよ」と自宅にある広告でテーブルに置く紙のゴミ箱を作ってきてくださいました。デイの各テーブルには毎日紙のゴミ箱が置かれましたが、生産量に消費量が追い付かず、在庫をかかえることに。もったいないので、誰かに使ってもらいたいとの思いから社会福祉協議会の地域担当者の協力の下、2Fカウンターに「ご自由にお貼りください」と貼り紙をして置いてもらうことになりました。作られる利用者の励みになるかもと、ゴミ箱をもらってくれる方にメッセージを書いてもらうポストも設置。地域の方のメッセージが三条デイの利用者の励みになっています。

## 4 組織体制（総務係）

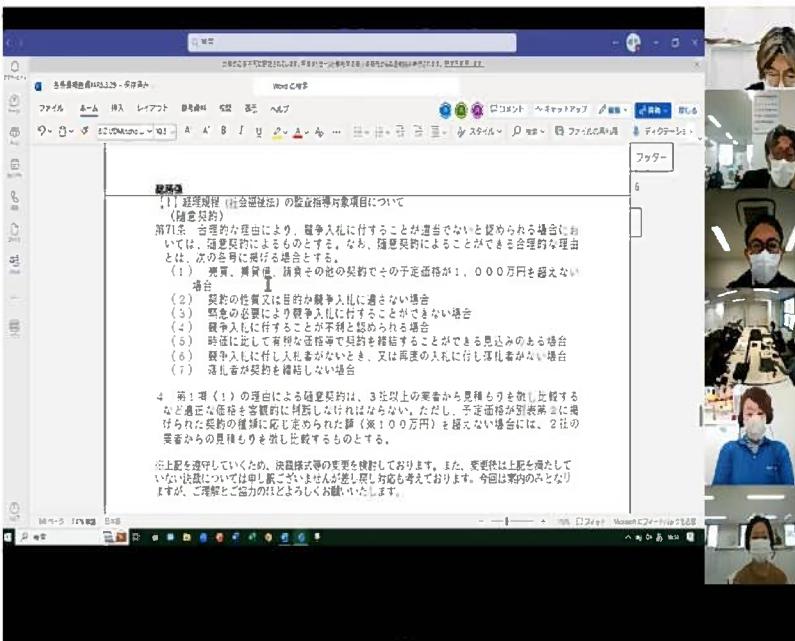
組織全体として、令和4年度から課長職を設置しました。組織が大きくなつたことから、8係を事務局長が取りまとめることの弊害も出てきており、情報共有や意思決定の迅速化、役割分担、事業推進のため、大きな組織改編を行いました。

総務係では、コロナ禍における環境が目まぐるしく変化する中で、第6波から第7波までは濃厚接触者を法人が判断することを求められ、第7波からは第8波にかけて抗原検査キットの配布が充実することに加え、濃厚接触者や陽性者の自宅待機期間の変更など、厚生労働省や兵庫県からの情報を日々収集することに追われながら労務管理や職場環境の調整を実施しました。

第7波及び第8波においては、職員及びその家族にも多数の陽性者が出了ため、現場の混乱は大きなものでしたが、令和3年度に整備したICT化の取組が功を奏し、テレワーク、オンライン会議、クラウドサービスを活用することで、出勤できない職員が多い中でもなんとか業務継続を行うことができました。

職員の募集と採用については、組織全体として昨年度から課題となっていました。ホームページへの採用情報掲載の工夫を検討するとともに、転職サイトなどの活用も検討しました。

## 新たな組織体制～課長職設置～



令和4年度から、地域福祉推進課、在宅福祉推進課、介護サービス担当課の3課を設置し、それに伴い3名の課長が任命されました。課の創設・課長職設置は、地域福祉推進計画の推進、重層的支援体制整備事業の実施、介護保険事業の安定した経営、人材育成等を推進する狙いがありました。

また、旧ハートフル福祉公社を統合したことにより、組織が大きくなつたことから、8係を事務局長が取りまとめることの弊害も出てきており、課長・係長が連携し、事務局長と課長が協議することで意思決定の迅速化や役割分担を行うことを目的とした背景もありました。

それぞれの課長が係長と定期的にミーティング等を行うことで、情報が迅速かつ密に共有されるようになり、その情報は週に1回開催する管理職会議で事務局長に共有され、また管理職会議で協議した内容は、課長から係長・係員に共有するという仕組みを整備しました。

従来、マネジメントや人事労務に関する研修は実施しておりませんでしたが、課長職を設置したことを機会として「新任管理職研修」を令和5年2月1日に開催しました。芦屋市の管理職向け研修を受託している(株)インソースに委託し、課長3名と次期管理職候補として係長5名での研修を開催しました。

管理職としての心構えや労務管理の知識等を学ぶことができたことに加え、研修のグループワークの中で、課長・係長の共通の課題や悩みを共有することができたことも収穫でした。

研修後のアンケートからは、「課題や求められている役割を認識することができた」、「自分を見つめなおす機会となった」、「継続した内容の研修を適切な時期に実施して欲しい」等の意見があり、内容・頻度・時期を検討し、令和5年度以降も継続して開催していきます。

法人の運営に関する事業内容を以下に報告します。

### 【法人運営に関する報告】

#### ○理事会開催状況（理事定数 14人）

月 日	場 所	内 容	出席人数（人）
6月3日 (第1回)	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度資金収支補正予算（第3次）について</li><li>・令和3年度資金収支補正予算（第4次）について</li><li>・事務局規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・職員給与規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・有償在宅福祉サービス事業運営規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・芦屋ハートフル訪問介護事業所運営規程（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）の一部を改正する規程の制定について</li><li>・芦屋市立三条デイサービスセンター送迎業務に係るシルバーハウスセンターとの契約について</li><li>・令和3年度事業報告の承認について</li><li>・令和3年度計算書類及び財産目録の承認について</li><li>・令和4年度定期評議員会の招集について</li></ul>	理事13名 監事2名 事務局4名
10月6日 (第2回)	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"><li>・芦屋市精道地域包括支援センター運営規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・嘱託職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・臨時職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・職員の介護休業等に関する規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・職務執行状況報告について</li></ul>	理事13名 監事2名 事務局4名
11月30日 (第3回)	市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度資金収支補正予算（第1次）について</li><li>・令和4年度上半期事業報告について</li><li>・令和4年度上半期計算書類について</li><li>・監査報告について</li><li>・事業部会報告について</li><li>・職務執行状況報告について</li></ul>	理事12名 監事2名 事務局4名
3月16日 (第4回)	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・評議員選任・解任委員の解任及び選任について</li><li>・令和4年度資金収支補正予算（第2次）について</li><li>・職員給与規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・嘱託職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・臨時職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li><li>・職員給与規程の一部を改正する規程の制定について</li></ul>	理事12名 監事2名 事務局4名

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員候補者の推薦について</li> <li>・評議員選任・解任委員会の招集について</li> <li>・プラスワン福祉基金規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・令和5年度事業計画の承認について</li> <li>・令和5年度資金収支予算の承認について</li> <li>・令和4年度3月評議員会の招集について</li> <li>・職務執行状況報告について</li> </ul>	
3月31日 (第5回)	書面決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な役割を担う職員の選任及び解任について</li> </ul>	書面決議

#### ○評議員会開催状況（評議員定数 24人）

月 日	場 所	内 容	出席人数 (人)
6月21日 定期評議員会	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度資金収支補正予算（第3次）について</li> <li>・令和3年度資金収支補正予算（第4次）について</li> <li>・令和3年度事業報告の承認について</li> <li>・令和3年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認について</li> </ul>	<p>評議員15名 理事4名 監事1名 事務局5名</p>
3月29日 3月評議員会	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度資金収支補正予算（第1次）の承認について</li> <li>・令和4年度資金収支補正予算（第2次）の承認について</li> <li>・令和5年度事業計画の承認について</li> <li>・令和5年度資金収支予算の承認について</li> <li>・法人運営及び諸規程の整備状況について</li> </ul>	<p>評議員15名 理事4名 監事2名 事務局4名</p>

#### ○正副会長会

月 日	場 所	内 容	出席人数 (人)
5月24日	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度資金収支補正予算（第3次）について</li> <li>・令和3年度資金収支補正予算（第4次）について</li> <li>・事務局規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・給与規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・有償在宅福祉サービス事業運営規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・芦屋ハートフル訪問介護事業所運営規程（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・三条デイサービスセンター送迎業務に係るシルバー人材センターとの契約について</li> <li>・令和3年度事業報告の承認について</li> <li>・令和3年度計算書類及び財産目録の承認について</li> <li>・令和4年度定期評議員会の招集について</li> </ul>	<p>会長副会長3 事務局3</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査報告について</li> <li>・事業部会報告について</li> <li>・職務執行状況報告について</li> <li>・資金運用報告について</li> </ul>	
3月10日	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員選任・解任委員の解任及び選任について</li> <li>・令和4年度資金収支補正予算（第2次）について</li> <li>・職員給与規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・嘱託職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・臨時職員就業規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・職員給与規程の一部を改正する規程の制定について</li> <li>・評議員候補者の推薦について</li> <li>・評議員選任・解任委員会の招集について</li> <li>・プラスワン福祉基金規程の一部を改正する規程の制定について</li> </ul>	<small>会長副会長3 事務局2</small>

#### ○評議員選任・解任委員会

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
3月16日	福祉センター	評議員の選任について	<small>委員4 会長1 常務1 事務局1</small>

#### ○監査

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
5月18日	福祉センター	令和3年度事業及び会計執行状況の監査	<small>会長1・常務1 監事2・事務局5</small>
11月17日	福祉センター	令和4年度中間監査	<small>会長1・常務1 監事2・事務局4</small>

#### ○部会・委員会の開催状況

##### ア) 総務部会

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
2月8日	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回理事会提案予定議案について</li> <li>・介護保険事業の運営について</li> </ul>	<small>部会員5 事務局4</small>

##### イ) 事業部会

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
5月9日	福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉推進委員要綱改正について</li> <li>・プラスワン福祉基金検討委員会設置について</li> </ul>	<small>部会員6 事務局3</small>
7月13日	木口記念会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季援助事業について</li> </ul>	<small>部会員5 事務局4</small>

10月26日	木口記念会館	・プラスワン福祉基金規程について	部会員5 事務局4
1月13日	福祉センター	・プラスワン多世代交流拠点事業検討委員会報告 ・社協だより編集検討委員会報告 ・令和4年度歳末たすけあい運動報告	部会員4 事務局2

ウ) 編集検討委員会

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
6月16日	福祉センター	・社協だより166号の振り返り ・社協だより167号の原稿内容について ・社協だより168号の記事内容について	7
8月24日	福祉センター	・社協だより167号の振り返り ・社協だより168号の原稿内容について ・社協だより169号の記事内容について	6
12月7日	木口記念会館	・社協だより168号の振り返り ・社協だより169号の原稿内容について ・社協だより170号の記事内容について	8
3月8日	木口記念会館	・社協だより169号の振り返り ・社協だより170号の原稿内容について ・社協だより171号の記事内容について	7

エ) 衛生委員会

月 日	場 所	内 容	出席人数(人)
4月26日	オンライン	一般事業主行動計画について	10
5月25日	オンライン	新型コロナウイルスについて（再周知）	10
6月23日	オンライン	令和4年度ストレスチェックの実施について	8
7月29日	オンライン	社内でのコミュニケーションについて	7
8月30日	オンライン	ハラスメントの防止について	10
9月26日	オンライン	災害への備えについて	8
10月28日	オンライン	①令和4年度年次有給休暇取得状況について ②育児・介護休業法の改正について	10
11月24日	オンライン	①新型インフルエンザの予防について ②新型コロナウイルス感染症の対策～第8波に備えて～	11
12月28日	オンライン	令和4年度ストレスチェックの実施報告について	9
1月31日	オンライン	令和4年度 年次有給休暇取得状況について	10
2月27日	オンライン	自転車運転に係る道路交通法の変更について	11
3月30日	オンライン	定期健康診断の結果及び再検査の案内について	8

## ○県社協等の主催する会議への出席

- ・第1回阪神7市1町社会福祉協議会会长・理事長会
- ・県内社協事務局長会議

## ○職員研修

- ・令和4年度社会福祉法人研修会（集団指導）
- ・新任管理職研修
- ・地域のお宝発表会
- ・生活支援コーディネーター フォローアップセミナー
- ・生活支援コーディネーター実践セミナー
- ・兵庫えん学び塾
- ・重層的支援体制構築推進人材養成研修
- ・大規模災害を想定した三者（行政、社協、NPO等）連携訓練
- ・新任ボランティアコーディネーター基礎研修
- ・日本福祉教育・ボランティア学習学会第28回こうべ大会
- ・社会福祉情勢セミナー
- ・ファミリー・サポート・センター アドバイザー等研修会
- ・ファミリー・サポート・ネットワーク全国アドバイザー講習会
- ・リスクマネジメント実践セミナー
- ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修
- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会
- ・ひきこもりの理解促進と支援力向上のための研修会 実践編
- ・ヤングケアラー研修
- ・医療的ケアコーディネーター養成研修
- ・虐待対応従事者向け研修
- ・令和4年度社会福祉情勢セミナー
- ・芦障連研修
- ・発達障がい服薬支援研修
- ・令和4年度乳幼児健康診査保健指導従事者等研修
- ・阪神圏域相談支援フォローアップ研修
- ・令和4年度兵庫県相談支援専門コース別研修
- ・グローバルCRAFTプログラム研修
- ・にしみや権利擁護推進フォーラム
- ・県社協権利擁護推進フォーラム
- ・生活福祉資金貸付担当者会議
- ・日常生活自立支援事業専門員実践力強化研修会Ⅰ
- ・日常生活自立支援事業専門員会議
- ・日常生活自立支援事業生活支援員研修会
- ・生活福祉資金貸付コロナ特例貸付の償還事務に関する説明会
- ・生活福祉資金貸付担当者会議

## ○市関係会議への出席

### ア) 役員出席

- ・芦屋市社会福祉審議会
- ・芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会
- ・芦屋市地域福祉推進協議会
- ・芦屋市民生委員推薦会
- ・芦屋市自立支援協議会
- ・芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
- ・芦屋市人権教育推進協議会
- ・芦屋市子ども・子育て会議
- ・“社会を明るくする運動”芦屋市推進委員会
- ・芦屋市要保護児童対策地域協議会 代表者会

### イ) 事務局出席

- ・芦屋市社会福祉審議会
- ・芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会
- ・芦屋市地域福祉推進協議会
- ・芦屋市市民参画協働推進会議
- ・生活困窮者自立支援推進協議会
- ・芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会
- ・芦屋市自立支援協議会
- ・芦屋市要保護児童対策地域協議会 実務者会
- ・芦屋市消費者教育推進地域協議会
- ・芦屋市すこやか長寿プラン21評価委員会
- ・芦屋市地域包括支援センター運営協議会
- ・芦屋市地域密着型サービス運営協議会
- ・芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会

## ○その他関係会議への出席

- ・芦屋市民生児童委員協議会
- ・芦屋市介護サービス事業者連絡会
- ・芦屋市立みどり地域生活支援センター運営協議会
- ・ひきこもり支援ネットワーク会議

○会員会費制のPR

種別	1口金額(円)	会員数	会費金額(円)
普通会員	1,000	247	299,000
団体会員	3,000	52	171,000
賛助会員	1,000	5	11,000
特別会員	5口以上及び団体会員は1万円以上	26	350,000
合計		330	831,000

※加入会員によって複数口数の加入あり

○寄附金受入

団体 9件、個人 15件 合計 3,761,154円

赤い羽根共同募金運動に関する報告



○共同募金運動の実施協力（令和4年10月1日～12月31日）

10月1日街頭募金へ社協理事 9名 参加

○共同募金実績

(単位：円)

		一般募金	歳末たすけあい募金	合計
目標額		8,000,000	1,500,000	9,500,000
実績額		6,954,831	1,066,444	8,021,275
内訳	戸別募金	4,540,522	767,823	5,308,345
	法人募金	1,194,159	201,938	1,396,097
	街頭募金	290,756	48,459	339,215
	学校募金	498,619	0	498,619
	職域募金	289,354	48,224	337,578
	イベント募金	15,400	0	15,400
	個人募金	5,861	0	5,861
	その他	96,221	0	96,221
前年度繰越金		0	999,996	999,996

○共同募金運動期間延長の取り組み（令和5年1月1日～3月31日）

特段の取組なし 3,494円

○義援金の募集 令和5年トルコ地震兵庫県義援金 1,694円

※令和5年2月10日（金）から当面の間

○歳末たすけあい運動

配分金額内訳

経済的支援世帯	12世帯	306,000
高齢者福祉施設団体等支援	8施設・団体	90,000
障がい者福祉施設団体等支援	9施設・団体	140,000
児童福祉施設団体等支援	6施設	60,000
ひとり親家庭支援	0	0
社会福祉活動団体等支援	1団体	20,000
合 計		616,000